

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年9月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900190号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900024号

第1 結論

昭和55年4月及び同年5月、昭和60年4月から平成元年3月までの請求期間、平成7年9月から平成15年8月までの請求期間並びに平成15年10月から平成16年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和55年4月及び同年5月
② 昭和60年4月から平成元年3月まで
③ 平成7年9月から平成15年8月まで
④ 平成15年10月から平成16年9月まで

私自身は、国民年金の加入手続や請求期間の国民年金保険料の納付を行ったことはなく、全て亡くなった夫が行っていた。

私の夫は、会社経営者で、几帳面で家族思いの働き者であったので、私は夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたと信じている。

請求期間の国民年金保険料が未納になっていることに、納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、婚姻後の国民年金の未加入期間及び国民年金保険料の未納期間である計4か所、158か月にわたる請求期間①、②、③及び④について、請求者の夫が保険料を納付していたとして、記録訂正するよう求めている。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続、請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料の納付状況について、分からないとしている上、請求者の夫は、既に亡くなっていることから、これらの状況が不明である。

また、請求期間①について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年6月23日に請求者が国民年金に任意に加入し被保険者資格を取得したことにより、払い出されたものであり、当該取得日より前の請求期間①は、未加入期間であり、請求者に対して納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納

付することはできない。

さらに、請求期間②、③及び④について、請求者は、当該期間に係る保険料は、夫が夫自身及び請求者の保険料を納付していた旨主張しているものの、夫の当該期間の保険料は未納であることが確認できるところ、夫の国民年金手帳の記号番号は、その国民年金被保険者資格記録の入力処理年月日（平成7年4月3日）により、平成7年4月頃に初めて払い出されたものと推認できることから、それより前は、夫は国民年金に加入していなかった上、当該払出時点においては、請求期間②に相当する期間の夫の保険料は時効により納付することができない。

そのほか、請求期間①、②、③及び④について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900212号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900025号

第1 結論

平成3年*月から平成9年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年*月から平成9年2月まで

私は、私の母から請求期間の国民年金保険料をまとめて全て納付したと説明を受けた。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された以降の平成11年4月5日に請求者に対して基礎年金番号が付番され、同日に請求者に係る国民年金被保険者資格記録が請求期間の始期である平成3年*月*日を被保険者資格の取得年月日として入力処理されていることが確認できる。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、上記基礎年金番号とは別の国民年金手帳の記号番号及び基礎年金番号が請求者に対して付番されていたことを確認することはできない。

以上のことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成11年4月頃に初めて行われたと推認できるところ、請求者の加入手続が行われ、基礎年金番号が付番された平成11年4月5日時点においては、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

なお、オンライン記録によると、基礎年金番号が付番された平成11年4月時点において、遡って納付することが可能な請求期間直後の平成9年3月から平成10年3月までの期間の国民年金保険料が平成11年4月21日に過年度納付されていることが確認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。